

監 査 報 告 第 2 号
平成 2 5 年 1 2 月 3 日

半 田 市 長 様
半 田 市 議 会 議 長 様

半田市監査委員 深 谷 昭 秀

半田市監査委員 山 田 清 一

行 政 監 査 の 報 告 に つ い て

地方自治法第199条第2項の規定に基づいて行政監査を行ったので、その結果を
同条第9項の規定により報告いたします。

第1 監査のテーマ

随意契約について

第2 監査対象部局

総務部 総務課

第3 監査の目的

地方自治法（以下「法」という）では、地方公共団体における契約は一般競争入札が原則とされており、その中で随意契約は、地方自治法施行令（以下「施行令」という）第167条の2第1項各号の規定に基づく特定の事由がある場合にのみ認められる例外的な契約である。特に施行令第167条の2第1項第1号においては、予定価格が一定金額以下の場合（政令で定める範囲内で、地方公共団体の規則に定める額を超えない場合。本市においては財務規則（以下「規則」という）第172条にその限度額が定められている）にも随意契約が認められており、事務の簡略化がなされ幅広く運用がなされているところである。

一方で、指名業者の決定に際しては、半田市事務決裁規程に基づき130万円以下の工事及び100万円以下の製造の請負、物件の購入その他の契約（以下「製造の請負等契約」という）については各所属長が、設計金額が600万円以下の工事又は予定金額が300万円以下の製造の請負等契約は総務課長が、上記以外のものは半田市指名審査会の審査を経ることとされており、随意契約においても同様の手続きを経ることとなる。

随意契約に関わる監査では、平成16年監査報告第2号において、100万円以上の委託料に係る契約を対象とした「委託契約事務について」の行政監査を行い、その中で随意契約の状況についても監査したところである。その後、法改正を機に契約の態様も変化してきており、長期継続、総合評価方式、プロポーザル等による契約案件が増加してきている。

そこで市の契約事務について、とりわけ随意契約に着目し、公平性、公正性、競争性、経済性、適正性等の観点から検証することにより課題を明らかにし、契約事務の一層の円滑な運用に資するため、監査を実施することとした。

第4 監査の方法

監査の方法としては、財務システムや各会計システムから抽出した平成24年度支払データを基に、事前に対象部署に対して契約状況の調査を実施した。また、調査に際しては随意契約の現状や問題点を洗い出すため、調査結果をクロス集計して分析にあたったほか、各着眼点をもとにリストアップした案件から必要に応じて関係各課から関係書類の提出を求め、担当職員からの事情聴取を行うなどにより、契約制度上の課題の把握するなか、監査を実施した。

なお、本年度の監査においては契約を重点的なテーマとして取り組んできており、決算審査、定例監査においても契約事務を取り上げ、質問、確認、実査等を実施している。

第5 監査の期間

平成25年10月1日から平成25年12月2日まで

第6 監査にあたっての主な着眼点

- ・随意契約理由は、施行令167条の2第1項各号に該当するに足る特定の事由が適正に採択されているかどうか。
- ・規則第176条第1項に定める適正な契約方法に基づき契約締結がなされているか。

- ・施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない）による1者随意契約を採用した場合に、妥当性を判断するに足りる適切な理由となっているか。
- ・前年に引き続き継続して随意契約をしている案件について、適正な価格で適切な内容の契約がなされているか。

第7 監査対象と調査の概要

平成24年度予算として執行された一般会計、特別会計及び公営企業会計における契約のうち、随意契約による案件を対象とした。ただし、契約金額が少額で規則第176条第2項に規定する請書等の書面を徴することを要しない「金額が20万円を超えない契約」や不動産の売買契約などの実質的に競争原理が働かないことが明らかなものは除外している。

なお、監査対象とした部局は以下のとおりである。

対 象 部 局 等	
企 画 部	秘書広報課 人事課 企画課 市民協働課
総 務 部	総務課 財政課 税務課 収納課 防災交通課
市 民 経 済 部	市民課 環境課 クリーンセンター 商工観光課 農務課
福 祉 部	地域福祉課 生活援護課 保健センター 介護保険課 保険年金課
子 育 て 支 援 部	子育て支援課 幼児保育課
建 設 部	都市計画課 土木課 建築課 市街地整備課
水 道 部	下水道課
教 育 部	学校教育課 学校給食センター スポーツ課 生涯学習課 図書館 博物館
議 会 事 務 局	議事課
半 田 病 院	管理課 医事課
水 道 事 業	上水道課

1 契約全体における随意契約の状況について

(1) 契約全体に占める随意契約の割合（市内・市外業者別）

契約種別	件数 (件)	随意契約の 割合 (%)	契約金額 (円)	随意契約の 割合 (%)
市内業者 (うち随意契約) 全体	(896) 1,205	74.4	(3,199,754,476) 6,917,892,917	46.3
市外業者 (うち随意契約) 全体	(357) 498	71.7	(1,616,642,831) 2,882,266,854	56.1
合計 (うち随意契約) 全体	(1,253) 1,703	73.6	(4,816,397,307) 9,800,159,771	49.1

本市の指名業者の選定については、地元企業の厳しい経営環境を踏まえ、平成22年より「半田市公共調達における地元企業の受注機会の拡大及び地産地消の推進に関する実施方針」に基づき、地元企業の受注機会の拡大に努めている。そこで、本表では契約全体に占める随意契約の割合と市内・市外業者の受注の状況を集計した。

契約全体に占める随意契約の割合は、件数ベースでは73.6%、契約金額ベースでは49.1%となっている。件数ベースより契約金額ベースの割合が低いのは、学校体育館等の大規模工事や指定管理業務委託等の大口契約を入札など随意契約以外の方法で実施していることによるものである。

(2) 契約種別ごとの随意契約の割合

契約種別	件数 (件)	随意契約の 割合 (%)	契約金額 (円)	随意契約の 割合 (%)
物品購入	(206) 318	64.8	(217,526,512) 785,642,723	27.7
委託	(393) 571	68.8	(3,706,366,921) 4,972,286,266	74.5
賃借	(42) 79	53.2	(262,752,082) 636,704,370	41.3
工事	(612) 735	83.3	(629,751,792) 3,405,526,412	18.5
合計	(1,253) 1,703	73.6	(4,816,397,307) 9,800,159,771	49.1

本表は発注した契約の内容に応じて4種に分類し、その随意契約の占める割合を集計したものである。なお、契約種別については、「物品購入」には需用費、原材料費、備品購入費を、「委託」には役務費、委託料を、「賃借」には使用料及び賃借料のうち、主に物件のリース料を集計した。

各契約種別の随意契約の割合をみると、件数ベースでは工事が83.3%を占めていた。これは、工事の場合、住民要望による緊急修繕や隣接工事等の少額の契約案件が多いことによるものである。随意契約612件のうち、1者随意契約は205件(33.5%)となっていたが、詳細については、後段2(3)の「1者随意契約の状況について」で述べる。

また、契約金額ベースでは委託が74.5%を占めていた。これは、情報システム最適化事業業務委託を始めとした施行令第167条の2第1項第2号に該当する「その性質又は目的が競争入札に適しない」高額の随意契約が多いことによるものである。

(3) 契約の締結方法について

種別	設計金額 (予定金額)	契約書		請書		その他※		合計	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
工事	130万円以下	3	2.1	595	100.0	0	-	598	81.4
	130万円超	137	97.9	0	0.0	0	-	137	18.6
工事 以外	100万円以下	248	34.7	226	100.0	17	60.7	491	50.7
	100万円超	466	65.3	0	0.0	11	39.3	477	49.3

※「その他」は主に協定によるもの。

規則第176条第1項第1号において、「契約の金額が工事又は製造の請負においては百三十万円を超えないとき、その他の契約においては百万円を超えないとき」は、契約書の省略ができることとされており、本表では契約金額に応じた契約方法について集計したものであるが、特に不適切な事務手続きは認められなかった。

工事における130万円以下の少額の随意契約が81.4%となっていたが、要因としては前段(2)「契約種別ごとの随意契約の割合」で述べたとおりである。

2 随意契約の状況について

(1) 随意契約理由について

(単位：件)

施行令		工事	物品購入	委託 賃借	合計	契約金額 (円)
1号	規則で定める金額以下	423	142	87	652	441,061,664
2号	競争入札に不適	136	61	325	522	4,206,699,471
3号	シルバー人材センター等福祉関係契約	0	0	15	15	57,331,140
4号	新商品購入等	0	0	0	0	0
5号	緊急の必要性	48	0	0	48	20,959,680
6号	入札に付することが不利	1	0	0	1	2,572,500
7号	時価に比して著しく有利な価格	0	0	0	0	0
8号	入札者なし又は再入札で不落札	4	3	8	15	87,772,852
9号	落札者が契約締結しない	0	0	0	0	0
合計		612	206	435	1,253	4,816,397,307

随意契約は、施行令 167 条の 2 第 1 項各号に基づく特定の事由がなければできないこととされている。本表は、随意契約している 1,253 件を当該各号毎に集計したものであり、1号「規則で定める金額以下」のものが 652 件で最多であった。さらに内訳をみると、工事 423 件となっていた。

ただし、「規則で定める金額以下」であっても、規則第 173 条では「なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされている。1号 652 件のうち 2 者以上から見積徴収していた案件は 551 件 (84.5%) となっており、残り 101 件 (15.5%) は 1 者随意契約であった。

なお、1号を理由により随意契約されていたものを抽出し確認したところ、単価契約のもので「規則で定める金額」を超えて発注されていたものが認められた。事務手続き上規定に反するものであり、制度として遺漏のないよう見直しを図られたい。

(2) 見積書の徴収状況について

見積 業者数	工事		物品購入		委託・賃借		合計	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
1者	205	33.5	80	38.8	388	89.2	673	53.7
2者	1	0.2	36	17.5	7	1.6	44	3.5
3者	401	65.5	82	39.8	28	6.4	511	40.8
4者	2	0.3	4	1.9	4	0.9	10	0.8
5者	0	0.0	1	0.5	2	0.5	3	0.2
6者	0	0.0	2	1.0	3	0.7	5	0.4
7者以上	3	0.5	1	0.5	3	0.7	7	0.6
合計	612	100.0	206	100.0	435	100.0	1,253	100.0

本表は、随意契約している 1,253 件のうち、何者から見積徴収しているかを集計したものであり、1 者の見積徴収をしていたものは 673 件 (53.7%) であり、そのうち最も多かったのは委託・賃借の 388 件であった。

(3) 1 者随意契約の状況について

	工 事		物品購入		委託・賃借		合 計	
	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
業務の専門性	31	15.1	45	56.3	164	42.3	240	35.7
業務の継続性	5	2.5	12	15.0	53	13.7	70	10.4
過去の実績	0	0.0	5	6.2	22	5.7	27	4.0
業務の提供者が限定的	7	3.4	17	21.3	56	14.4	80	11.9
プロポーザル方式	0	0.0	0	0.0	4	1.0	4	0.6
事業の実施を目的に設立された組織との契約	0	0.0	0	0.0	39	10.0	39	5.8
その他	162	79.0	1	1.2	50	12.9	213	31.6
合計	205	100.0	80	100.0	388	100.0	673	100.0

本表は、前段表(2)の 1 者随意契約 673 件について、上記 7 項目のうちから選択された理由別に集計したものである。このうち、工事については「その他」が 162 件であり、この主なものは、「緊急修繕に対応する」、「同じ現場で本工事などの他の工事を実施している」ものなどである。委託・賃借の「その他」は 50 件となっていたが、これは主に、自治区等の地域や団体と契約しているものであった。

(4) 随意契約の継続性について

	工事		物品購入		委託・賃借		合計	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
同一業者	10	1.7	59	28.7	350	80.5	419	33.5
他業者	7	1.1	11	5.3	20	4.6	38	3.0
継続性なし	595	97.2	136	66.0	65	14.9	796	63.5
合計	612	100.0	206	100.0	435	100.0	1,253	100.0

本表は、随意契約している 1,253 件のうち、前年度からの発注業務の継続性について選択された種別毎に集計したものである。委託・賃借の同一業者に継続して発注しているものが 350 件 (80.5%) あり、そのうち 1 者のみからの見積徴収だったものが 324 件 (92.6%) となっていた。

前年度と同一業者との 1 者随意契約していたものから抽出して実査したところ、分割発注にて「規則で定める金額」以下の随意契約を繰り返しているものが見受けられた。専門的業務であることは見受けられるも、業者の選定、適正価格の精査は厳格になされるべきであり、安易な随意契約が繰り返されることのないよう指導の徹底を図られたい。

第8 監査の結果

今回の監査では、契約全体を調査するなか行政特有の契約事務である随意契約を取り上げた。なかでも、随意契約の根拠、1者随意契約の理由、随意契約の継続性などに着目し分析を行い、課題を整理するなか監査を実施したところ、契約制度上指摘事項及び注意事項として取り上げるべき点は認められず、契約事務は適正に執行されていることが認められた。

なお、本監査、決算審査及び定例監査において契約事務を確認、実査した結果を要望事項として以下に所見を述べる。

1 所見

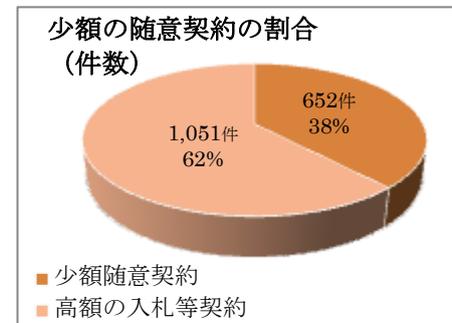
(1) 契約の履行確認について

各部局における契約事務について決算審査及び定例監査にて確認、実査したところ、多くの部局で見積方法、仕様書の作成、契約内容、履行確認などのいずれかにおいて、適切な事務手続き上の書類が作成されていない状況が見受けられた。こうした実態を把握し、契約事務の適切な執行について指導、監督に努められたい。

(2) 少額の随意契約について

規則第172条に定められている限度額以下を理由とした随意契約の件数は、全体の約38%を占める652件で金額にして約4.4億円に及んでいる。なかでも、1者の随意契約を抽出したところ、業者選定や価格の精査などが徹底されていない案件が見受けられた。

一般的に少額の随意契約が最も業者との癒着の温床となりやすいところであり、事件発生 of 未然防止として何らかの管理機能が求められるところである。26年度から新たな入札契約管理システムが導入される予定だが、こうしたチェック機能を有するシステムや制度の構築を望むものである。



(3) 電子入札の対象拡大について

電子入札の導入当初は大規模な工事のみを対象としていたが年々対象が拡大し、現在は130万円超の工事及び300万円超のその他の契約を実施しているが、電子入札の拡大により市全体の入札事務の合理化、適正化が期待され、大変望ましいことと思われる。市内の小規模小売店等の状況を見極める必要があるものの、今後も電子入札の対象拡大を検討されたい。

第9 むすび

第8「監査の結果」で示した個別の所見については対応を求めるものであるが、各部局への質疑等を総括すると、契約事務や制度に関する認識が希薄化している状況が見受けられる。総務課では毎年契約事務の取扱いに関する留意事項について全庁的に通知しているものの、形骸化しており事務の改善に至っていないことが一因であろう。特に、少額の随意契約については総務課のチェック機能はなく、各所属長に委ねられているのが実態であり、適正な契約事務の執行が懸念されるところである。

入札、契約事務を統括する部署として、詳細な事務手続きのマニュアル等とともに、特に随意契約については取扱いの要領を示し、指導の徹底を促すことが望ましい。26年度の入札契約管理システムの導入を機に、入札契約事務手続きを整理し適正化を図るとともに、監視体制・牽制機能を有し、公正、公平で、かつ経済性を確保した契約制度の構築を望み、むすびとする。

【参考 随意契約に関する関係法規の抜粋】

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）抜粋

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

○地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）抜粋

（随意契約）

第六十六条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 （略）障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設（略）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、シルバー人材センター（略）から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約（略）をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

○半田市財務規則（昭和 46 年 12 月 1 日 半田市規則第 11 号）抜粋

（随意契約の限度額）

第一百七十二条 政令第六十七条の二第一項第一号の規定により随意契約によることができる契約は、予定価格が次に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める金額以下のものとする。

- 一 工事又は製造の請負 百三十万円
- 二 財産の買入れ 八十万円
- 三 物件の借入れ 四十万円
- 四 財産の売払 三十万円
- 五 物件の貸付け 三十万円
- 六 前各号に掲げるもの以外のもの 五十万円

（見積書の徴収）

第一百七十三条 市長は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（契約書の作成の省略）

第一百七十六条 市長は、次に掲げる場合には、第一百七十四条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

- 一 契約の金額が工事又は製造の請負においては百三十万円を超えないとき、その他の契約においては百万円を超えないとき。
 - 二 せり売りに付すとき。
 - 三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る時。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においても、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書面を徴するものとする。ただし、金額が二十万円を超えない契約については、この限りでない。